報告第2号

専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 10 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

専 決 処 分 書

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市条例第22号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

桐生市都市計画税条例(平成 10 年桐生市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 11 条中「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項、第 42 項」を「第 27 項、 第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告説明

報告第2号 専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

平成29年3月31日付けをもって地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部が改正されたことに伴い、桐生市都市計画税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成29年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、課税標準の特例を定めた地方税法等の規定の見直しに伴って生じた適用条項のずれを改正するものです。